第二千八百五十四号

平成三十一年

曜 \exists

月二十一 日 月

> 山梨県知事 後

> > 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所 通知の相手方

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

上野原市棡原字家向一四〇九一の二

高橋孝知

変更後の指定施業要件

目

次

示

立木の伐採の方法

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度 次のとおりとする。

兀 四百四十三号 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年十月三十一日農林水産省告示第二千

て縦覧に供する。 (「次のとおり」は、 省略し、その関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置い

山梨県知事 後 藤 斎

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成三十一年一月二十一日

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

山梨県告示第六号

○公共測量の実施……………

告

示

○指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

<u>二</u>件

ヨーネ病	病の種類家畜伝染
牛	種家畜の
患畜	患畜の区分
_	頭 発 数 生
甲府市	発 生 場 所
平成三十一年一月八日	発 生 年 月 日

公 告

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。 三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十

平成三十一年一月二十一日

山梨県知事 後 藤

斎

指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
都留郡道志村字細野五一〇九の五	佐藤一作、金子高一

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

九

公 報 第二千八百五十四号 平成三十一年一月二十一日

Ш

梨 県

平成三十一年一月二十一日

印刷所